

修 道 法 学

第 35 卷 第 2 号

(通卷第 69号)

2013年 2 月

論 説	建築審査会に関する諸問題 (一)	川内 荔 (1)
	秘密に収集された DNA 鑑定の訴訟上の利用 (五・完)	
	——最近のドイツ連邦裁判所判決を手掛かりに——	豊田 博昭 (35)
	「協働」についての一考察	
	——ニュージーランドの定住支援を事例として——	名波 彰子 (628) 1
	法的因果関係・省察	植田 博 (614) 15
	気候変動訴訟と原告適格	
	——事実上の損害要件と蓋然性を中心に——	下村 英嗣 (590) 39
	アフリカにおける日・米・中・韓の国連 PKO 政策	
	——スーダンを事例として——	井上 実佳 (554) 75
	オランダ商事裁判所と取締役の経営判断の審査に関する若干の考察	田邊 真敏 (524) 105
	Parental Kidnapping and Multiculturalism: A Focus on Japan	William B. Cleary (502) 127
	民法412条解釈試論	大久保憲章 (484) 145
	民事訴訟費用援助制度の新たな動き	
	——ドイツ訴訟費用援助制限法—連邦参議院法案——	山田 明美 (460) 169
	自動車通行と囲繞地通行権	
	——判断基準における公共的観点を中心に——	上谷 均 (420) 209
研究ノート	ベルスコニ時代の司法制度	高橋 利安 (400) 229
	Two Views of the Welfare Regime in Japan	
	during and after the 1990s	Masayuki Hiromoto (378) 251
	2009年新型インフルエンザに関する地方自治体アンケートの分析	笹岡 伸矢 (370) 259
資 料	広島弁護士会沿革誌 (5)昭和戦前編・中	
	広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会 (111)	
	明治初年、広島県庁の民事裁判について (四・完)	
	——「自明治五年至同九年 裁判申渡案」(民第二二六号)を中心として——	広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会 (283)
	すべての世代のための社会と権利に基づく社会的保護に関するブラジリア宣言	山田 晋 (337)

広島修道大学

二〇一三年二月二十八日発行(年一回発行)

修 道 法 学 第三五卷 第二号 (通卷第六九号)

二〇一三年二月

SHUDO HOGAKU

(Shudo Law Review)

Vol. 35 No. 2

February 2013

Articles:	On the Legal Issues of the Architectural Review Board	Tsutomu KAWAUCHI (1)
	Die prozessuale Verwertbarkeit eines heimlich eingeholten DNA-Gutachtens (5)	Hiroaki TOYODA (35)
	A Thought on 'Collaboration': A Case Study of Settlement Support in New Zealand	Akiko NANAMI (628) 1
	An Analysis of Legal Causation	Hiroshi UEDA (614) 15
	Standing in Climate Change Suits	Hidetsugu SHIMOMURA (590) 39
	Japan, US, China and Korea's UN Peacekeeping Policy toward Africa: Case of Sudan	Mika INOUE (554) 75
	Some Consideration on Companies and Business Court of the Netherlands and Review of Management Decisions	Masatoshi TANABE (524) 105
	Parental Kidnapping and Multiculturalism: A Focus on Japan	William B. Cleary (502) 127
	Zum Japanischem BGB §412	Noriaki OHKUBO (484) 145
	Eine neue Strömung um die Prozesskostenhilfe in Deutschland	
	——Über Gesetzentwurf des Bundesrates am 24. 03. 2010: Entwurf eines Gesetzes zur Begrenzung der Aufwendungen für die Prozesskostenhilfe (Prozesskostenhilfebegrenzungsgesetz – PKHBegrenzG)——	Akemi YAMADA (460) 169
	Über dem Notwegrecht des japanisches BGB Art. 210	Hitoshi KAMITANI (420) 209
Notes:	La magistratura nella età di Berlusconi	Toshiyasu TAKAHASHI (400) 229
	Two Views of the Welfare Regime in Japan during and after the 1990s	Masayuki HIROMOTO (378) 251
	Policies of Government at Central and Local Levels in Japan during 2009	
	Influenza A(H1N1): A Questionnaire Study	Shinya SASAOKA (370) 259
Materials:	The History of Hiroshima Bar Association (5)	
	Research Group of Hiroshima Shudo University for Laws and Justice in the Meiji Era (111)	
	The Civil Judgement File of Hiroshima Prefecture during Early Years of the Meiji Era (4)	
	Research Group of Hiroshima Shudo University for Laws and Justice in the Meiji Era (283)	
	La Declaración de Brasilia	Shin YAMADA (337)

Hiroshima Shudo Daigaku

川内 焔	広島修道大学	法学部教授
豊田 博 昭	広島修道大学	大学院法務研究科・法学部教授
名波 彰 子	広島修道大学	法学部准教授
植田 博	広島修道大学	大学院法務研究科教授
下村 英 嗣	広島修道大学	人間環境学部教授
井上 実 佳	広島修道大学	法学部准教授
田邊 真 敏	広島修道大学	法学部教授
William B. Cleary	広島修道大学	法学部教授
大久保 憲 章	広島修道大学	大学院法務研究科教授
山田 明 美	広島修道大学	大学院法務研究科准教授
上谷 均	広島修道大学	大学院法務研究科教授
高橋 利 安	広島修道大学	法学部教授
広本 政 幸	広島修道大学	法学部教授
笹岡 伸 矢	広島修道大学	法学部准教授
増田 修	広島弁護士会	弁 護 士
加藤 高	広島修道大学	名 誉 教 授
紺谷 浩 司	広島修道大学 広島大学	非常勤講師 名 誉 教 授
山田 晋	広島修道大学	法学部教授

修 道 法 学 第35巻 第2号 (通巻第69号)	2013年2月25日 印刷 2013年2月28日 発行
学術研究委員	発行所 広島修道大学学術交流センター 731-3195 広島市安佐南区大塚東一丁目1番1号 電話 (082) 830-1114
城 忠 彰 名 波 彰 子	印刷所 レタープレス株式会社 広島市安佐北区上深川町809-5 電話 (082) 844-7500

前号(第35巻 第1号)もくじ

論 説	法人の相続税納税主体性について 奥谷 健 高校生バスケットボール選手における効果器の見越しに関する一致タイミングの正確さ——フィードフォワード制御動作の時間的予測—— 橋本 晃啓 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価 手続の瑕疵と訴えの利益 山田 健吾 平和市長会議の形成と発展 ——演習授業のフィールドワークを手掛かりとして—— 城 忠彰 体制変動研究からみた「アラブの春」 ——旧ソ連東欧の2つの変動における仮説をめぐって—— 笹岡 伸矢
研究ノート	広島島の中小会社における定款自治に関する実証的分析(補遺) ——弁護士, 司法書士, 公認会計士, 税理士を対象とした調査結果から—— 田邊 真敏 Recent Studies on Social Networks of the Elderly and of Parents Involved in Child Rearing in Japan Masayuki Hiromoto
資 料	労働基準法第三六条第一項の協定締結者としての過半数代表者について 清野 惇 「会社法制の見直しに関する中間試案」とそれに対する意見 広島修道大学商法研究会 明治初年、広島県庁の民事裁判について(三) ——『自明治五年至同九年 裁判申渡案』(民第二二六号)を中心として—— 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会 鳥取における陪審裁判 ——因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判—— 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会